

## 議案第 4 5 号

### 狭山市市営住宅条例の一部を改正する条例

狭山市市営住宅条例（平成 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、延滞金額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1, 0 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

第 1 8 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とする。

附則第 1 0 項を附則第 1 1 項とし、附則第 9 項の次に次の 1 項を加える。

1 0 当分の間、第 1 8 条第 2 項に規定する延滞金の年 1 4. 6 パーセントの割合及び年 7. 3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7. 3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 1 4. 6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7. 3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7. 3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7. 3 パーセントの割合を超える場合には、年 7. 3 パーセントの割合）とする。

### 附 則

1 この条例は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の附則第 1 0 項の規定は、延滞金のうち平成 2 6 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

平成25年6月4日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

市営住宅の入居者が、指定納期限までに家賃を納付しない場合における延滞金について、延滞金額の端数等の処理、うるう年における延滞金の年当たりの割合及び延滞金の割合の特例の規定を設けたいので、この案を提出するものである。